

## ○山形県警察保護の取扱いに関する訓令

平成27年3月13日

本部訓令第7号

改正 平成27年5月28日本部訓令第15号

平成28年10月19日本部訓令第19号

平成31年2月22日本部訓令第1号

令和4年8月5日本部訓令第15号

令和7年1月8日本部訓令第1号

保護取扱要綱（昭和36年7月本部訓令第18号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第3条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第39条第2項の規定に基づく保護（以下「保護」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、保護等の手続、方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

### （保護についての心構え）

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、又は届出のあった者が、保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては、誠意をもって接し、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

### （保護の責任）

第3条 警察署長は、保護について、全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

2 警察署の生活安全課長（刑事生活安全課長を含む。）は、保護に関する責任者（以下「保護主任者」という。）として、警察署長を補佐し、保護された者（以下「被保護者」という。）の保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への引渡し、関係機関への引継ぎ等保護の全般について、警察官を指揮するものとする。

3 執務時間外及び保護主任者が不在の場合は、当直責任者又は警察署長の指定した者が保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

(保護の着手)

第4条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあった者が保護を要する者であると認めた場合は、必要な措置を講じた後、直ちに、保護した場所を管轄する警察署の保護主任者に報告し、その指揮を受けるものとする。

(保護の場所についての指示等)

第5条 前条の規定による報告を受けた保護主任者は、被保護者の年齢、性別及び疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、必要があれば次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示するものとする。

- (1) 精神錯乱者 最寄りの精神科病院又は保護室
- (2) 泥酔者又は酩酊者 保護室
- (3) 迷い子 交番その他の警察施設（最寄りに保護室がある場合又は家族等への引渡しに長時間を要すると認められる場合にあっては、保護室）
- (4) 病人又は負傷者 最寄りの病院その他の医療施設（病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合にあっては、保護室）
- (5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室

2 警察官は、保護に着手した場所から前項の保護の場所まで被保護者を同行する場合は、衆目に触れないようにするなど、被保護者的人権に特に配意しなければならない。

(保護取扱簿、保護カード及び被保護者動静記録表)

第6条 警察官は、保護を行った場合は、保護取扱簿（別記様式第1号）に記載し、及び保護カード（別記様式第2号）を作成し、保護した場所を管轄する警察署の署長に報告するものとする。

2 保護室に収容されている被保護者の監護に当たる者は、被保護者の特異な言動、病状、外傷等の健康状態その他の特異動静について、被保護者動静記録表（別記様式第3号）に記録し、保護主任者を経て警察署長に報告しなければならない。

（一部改正〔平成31年本部訓令1号〕）

(被保護者の住所等の確認措置)

第7条 被保護者がその住所若しくは居所又は氏名（以下「住所等」という。）を申し立てることができない場合又は被保護者が申し立てた住所等を確認することができない場合において、他に方法がないと認められるときは、警察官は、保護主任者の指揮を受け、被保護者の住所等を知るために必要な限度で、その所持品を確認することができる。

- 2 警察官は、被保護者が前項の規定による確認を拒む場合は、これを行ってはならない。
- 3 第1項の規定による確認は、第5条第1項の規定による保護場所において、立会人を置いて行わなければならない。

(事故防止)

第8条 警察官は、保護に当たっては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意するものとする。

第9条 被保護者が暴行し又は自殺しようとするなど自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため他に方法がないと認められるときは、警察官は、真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するため手錠又は保護具（以下「保護具等」という。）の使用その他の措置をとることができる。

- 2 前項の措置は、保護主任者を経由して警察署長の指揮を受けて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 3 前項ただし書きの場合において、被保護者の行動を抑止するための措置をとった警察官は、直ちに保護主任者を経由して警察署長に報告しなければならない。
- 4 第1項の規定により保護具等を使用した警察官は、保護具等使用報告書（別記様式第4号）を作成し、保護カードの写しを添えて警察署長を経由して警察本部長に報告するものとする。

第10条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において、第8条の事故を防止するためにやむを得ないと認められるときは、必要と認められる限度で、当該危険物を保管するものとする。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行うものとする。

- 2 前項に規定する措置をとる場合において、被保護者が紛失し又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品を所持しているときは、警察官は、同項の規定に準じて保管するものとする。
- 3 前2項の規定による措置は、緊急を要する場合を除き、保護主任者の指揮を受け、第5条第1項の規定による保護の場所において、立会人を置いて行わなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は貴重品は、その品名、数量等を当該被保護者に係る保護カードに記録して、その取扱状況を明確にするとともに、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者等を引き取らせる場合又は保護を解

く場合においてはその引取人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては当該関係機関に引き継ぐものとする。

(一部改正〔平成31年本部訓令1号・令和7年1号〕)

第11条 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者を保護室において保護する場合において、当該被保護者が暴行、自殺等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にあり、真にやむを得ないと認められるときは、警察官は、保護主任者の指揮を受け、被保護者が保護室を離れないよう保護室の出入口に施錠をすることができるものとする。

(異常を発見した場合の措置)

第12条 警察官は、被保護者について異常を発見した場合や、社会的反響が予想される特異な保護を行った場合は、必要により応急の措置をとるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経由して警察署長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が保護の場所を離れ、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、警察署長は、なお保護を要する状態にないかどうかを確認する措置をとるものとする。警職法第3条第1項第2号の被保護者が自らの意思により保護の場所を離れた場合であって、合理的に判断して、当該被保護者が正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも、また同様とする。

3 第1項の場合において、被保護者の死亡その他の重大な事故が発生したときは、警察署長は、その状況を直ちに警察本部長に報告するとともに、被保護者の家族等の氏名及び住所又は居所が判明しているときは、その者にもあわせて通知しなければならない。

(関係機関への事件の引継)

第13条 保護主任者は、次の各号の被保護者であって、引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、警察署長の指揮を受け、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 被保護者が病人、負傷者等である場合には、保護事件引継書（別記様式第5号）により、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第2項又は第4項の規定による保護の実施機関たる知事若しくは市町村長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。

(2) 被保護者が児童福祉法第4条に規定する児童である場合には、前号の規定にかかわらず、同法第25条第1項の規定により福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐ

こと。

(一部改正〔平成28年本部訓令19号〕)

(保護室の運用)

第14条 保護主任者は、被保護者を保護室（次項の規定による代用の保護室を含む。）に収容した場合は、被保護者の数、状況等を総合的に判断し、所要の警察官を指定して、監護に当らせるものとする。

2 警察署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合は、警察署内の宿直室、休憩室その他被保護者を保護するのに適當と認められる施設を保護室に代用することができるものとする。

3 警察署長は、被保護者を保護する場合において、保護室が設置されていないとき又は保護室（前項の規定による代用の保護室を含む。以下この項において同じ。）が使用中であるときは、山形県警察処務に関する訓令（平成11年3月本部訓令第6号）第6条の規定により、隣接等する警察署に対し、保護室の使用を要請することができる。この場合において、要請を行った警察署長は、第3条の規定による保護の責任を担うものとする。

4 前項の規定による要請は、保護室使用及び保護業務等援助要請書（別記様式第6号）を作成し、保護カードの写しを添えて被保護者の身柄とともに要請先の警察署長に引き渡すものとする。

(許可状の請求)

第15条 警職法第3条第3項ただし書の裁判官の許可状の請求は、保護主任者が警察署長の指揮を受け、保護期間延長許可状請求書（別記様式第7号）により行うものとする。

(簡易裁判所への通知)

第16条 警職法第3条第5項又は酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、保護通知書（別記様式第8号）により、毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間における保護について行うものとする。

(一部改正〔令和7年本部訓令1号〕)

(保健所長への通報)

第17条 精神保健福祉法第23条の規定による知事（保健所長経由）への通報及び酩酊者規制法第7条の規定による保健所長への通報は、それぞれ口頭又は電話により即報した後、前者にあっては精神障害者等発見通報書（別記様式第9号）を、後者にあってはアルコール慢性中毒者等保護通報書（別記様式第10号）を、それぞれ速やかに送付することにより行うものとする。

(一部改正〔令和7年本部訓令1号〕)

(被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置)

第18条 警察官は、被保護者が少年であって、山形県少年警察活動要綱（平成20年2月本部訓令第6号）第2条第6号の非行少年又は同条第7号の不良行為少年であることが明らかとなつた場合は、当該少年について、同要綱の定めるところにより、補導を行うものとする。

2 警察官は、被保護者である児童がその保護者に監護させることが不適当と認められる場合は、児童福祉法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告するものとする。

3 警察官は、被保護者が売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項に規定する要保護女子であることが明らかとなつた場合は、当該被保護者が少年であって、第13条第2号又は前2項の規定により関係機関に送致し、又は通告する措置をとつた場合を除き、最寄りの婦人相談所又は婦人相談員により通知するものとする。この場合において、婦人相談所の一時保護施設その他適当な施設への収容について配意するものとする。

(一部改正〔平成28年本部訓令19号・令和4年15号〕)

(被保護者と犯罪の捜査等)

第19条 被保護者が罪を犯したこと又は山形県少年警察活動要綱第2条第4号の触法少年若しくは同条第5号のぐ犯少年であることが判明した場合において、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。被保護者が犯罪の被害者であることが判明した場合においても、同様とする。

(一部改正〔令和4年本部訓令15号〕)

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月28日本部訓令第15号）

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年10月19日本部訓令第19号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成31年2月22日本部訓令第1号）

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令和4年8月5日本部訓令第15号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和7年1月8日本部訓令第1号）

この訓令は、令和7年1月15日から施行する。

別記様式第1号

## 保 護 取 扱 簿

番号	保 護 主任者	保護の期間	被保護者 (氏名・年齢)	保護の根拠	保護の種別	簡易裁判所 通知月日
		月 時 ～ 月 時 日 分	(　　歳)	<input type="checkbox"/> 警職法第3条1項1号 <input type="checkbox"/> 警職法第3条1項2号 <input type="checkbox"/> 酩酊者規制法第3条1項 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 精神錯乱者 <input type="checkbox"/> 泥酔者 <input type="checkbox"/> 酩酊者 <input type="checkbox"/> その他	
		月 時 ～ 月 時 日 分	(　　歳)	<input type="checkbox"/> 警職法第3条1項1号 <input type="checkbox"/> 警職法第3条1項2号 <input type="checkbox"/> 酩酊者規制法第3条1項 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 精神錯乱者 <input type="checkbox"/> 泥酔者 <input type="checkbox"/> 酩酊者 <input type="checkbox"/> その他	
		月 時 ～ 月 時 日 分	(　　歳)	<input type="checkbox"/> 警職法第3条1項1号 <input type="checkbox"/> 警職法第3条1項2号 <input type="checkbox"/> 酩酊者規制法第3条1項 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 精神錯乱者 <input type="checkbox"/> 泥酔者 <input type="checkbox"/> 酩酊者 <input type="checkbox"/> その他	
		月 時 ～ 月 時 日 分	(　　歳)	<input type="checkbox"/> 警職法第3条1項1号 <input type="checkbox"/> 警職法第3条1項2号 <input type="checkbox"/> 酩酊者規制法第3条1項 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 精神錯乱者 <input type="checkbox"/> 泥酔者 <input type="checkbox"/> 酩酊者 <input type="checkbox"/> その他	
		月 時 ～ 月 時 日 分	(　　歳)	<input type="checkbox"/> 警職法第3条1項1号 <input type="checkbox"/> 警職法第3条1項2号 <input type="checkbox"/> 酩酊者規制法第3条1項 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 精神錯乱者 <input type="checkbox"/> 泥酔者 <input type="checkbox"/> 酩酊者 <input type="checkbox"/> その他	
		月 時 ～ 月 時 日 分	(　　歳)	<input type="checkbox"/> 警職法第3条1項1号 <input type="checkbox"/> 警職法第3条1項2号 <input type="checkbox"/> 酩酊者規制法第3条1項 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 精神錯乱者 <input type="checkbox"/> 泥酔者 <input type="checkbox"/> 酩酊者 <input type="checkbox"/> その他	
		月 時 ～ 月 時 日 分	(　　歳)	<input type="checkbox"/> 警職法第3条1項1号 <input type="checkbox"/> 警職法第3条1項2号 <input type="checkbox"/> 酩酊者規制法第3条1項 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 精神錯乱者 <input type="checkbox"/> 泥酔者 <input type="checkbox"/> 酩酊者 <input type="checkbox"/> その他	
		月 時 ～ 月 時 日 分	(　　歳)	<input type="checkbox"/> 警職法第3条1項1号 <input type="checkbox"/> 警職法第3条1項2号 <input type="checkbox"/> 酩酊者規制法第3条1項 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 精神錯乱者 <input type="checkbox"/> 泥酔者 <input type="checkbox"/> 酩酊者 <input type="checkbox"/> その他	

## 別記様式第2号

## 保 護 カ ー ド

( )		取扱担当者	所属	階級	氏名	
被 保 護 者	本 (国) 籍					
	住 居					
	職 業					
	氏名(フリガナ)					
生 年 月 日	年 月 日(歳)			性別		
電 話 番 号						
人相、着衣、 特徴等					認知症の疑い	
保護の根拠 及び種別	<input type="checkbox"/> 警職法第3条1項1号( <input type="checkbox"/> 精神錯乱者 <input type="checkbox"/> 泥酔者) <input type="checkbox"/> 警職法第3条1項2号(迷い子、病人、負傷者等) <input type="checkbox"/> 酩酊者規制法第3条1項(酩酊者) <input type="checkbox"/> ( )					
発見日時	年 月 日 時 分					
発見場所						
発見の端緒						
発見時の状況 及び保護を必要 と認めた理由						
保護期間	開始	年 月 日 時 分				
	解除	年 月 日 時 分 (合計 時間 分)				
保護の場所						
保護室利用期間						

保管金品		<input type="checkbox"/> 有(別紙のとおり) <input type="checkbox"/> 無			
引渡 ・ 引継 ・ 解除	引渡(継)先  ※ 住居及び氏名 又は機関名及び 取扱責任者	<input type="checkbox"/> 家族・知人等 <input type="checkbox"/> 公衆衛生・公共福祉機関 <input type="checkbox"/> 公の機関 <input type="checkbox"/> 単独解除			
		電話番号			
保護 の 延 長	やむを得ない事情				
	延長期間	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分			
	許可状発付裁判官	簡易裁判所裁判官			
診療	日 時	傷病名	措 置	備 考	
	月 日 時 分				
	月 日 時 分				
給 食	月 日	月 日	月 日	月 日	
	朝				
	昼				
夜					
身体、被服等の異常・損傷の状況					
特異動静					
簡易裁判所通知		年 月 日		簡易裁判所	
通 報	精神保健福祉法23条	年 月 日 時 分		保健所長	
	酩酊者規制法7条	年 月 日		保健所長	
備考					

(注)1 人相、着衣、特徴等欄は、被保護者の住居、氏名等が判明していない場合は詳細に記載すること。

2 特異動静欄は、戒具の使用、解除時の特異言動等があれば記載すること。

3 その他に記載が必要な事項については、備考欄に記載すること。

別紙

## 別記様式第3号

署 長	副署長等	刑事官	課 長	係 長	主 任	係 員
被 保 護 者 動 静 記 錄 表						
被保護者 氏 名				年 月 日 (曜日)		
指 示 注 意 事 項				保護の種別		
				監護勤務員【階級・氏名】		
				1		(印)
				2		(印)
				3		(印)
保護主任者等 【階級・氏名】				4		(印)
時 間	記 錄					措置状況
	1 特 異 言 動 2 健 康 状 態 の 变 化 3 自傷他害のおそれの状態 4 その他被保護者の行動					
備 考						



## 別記様式第4号

		年   月   日
山形県警察本部長 殿		
所属 階級                   氏名		
保 護 具 等 使 用 報 告 書		
保 護 の 種 別	<input type="checkbox"/> 精神錯乱者 <input type="checkbox"/> 泥酔者 <input type="checkbox"/> 酩酊者 <input type="checkbox"/> 無断退去者	
被 保 護 者	本籍 住居 職業 氏名	年   月   日生(   歳)
使 用 し た 保 護 具 等 の 種 類	<input type="checkbox"/> 保護バンド(腕用) <input type="checkbox"/> 保護バンド(足用) <input type="checkbox"/> 手錠	
使 用 日 時	年   月   日( 曜日)午前・後   時   分から 年   月   日( 曜日)午前・後   時   分から	
使 用 場 所		
使 用 が 必 要 と 認 め た 理 由		
使 用 に よ る 被 保 護 者 の 動 靜		
署 長 指 挥	年   月   日 午前・後   時   分	
参 考 事 項		

別記様式第5号

保 護 事 件 引 繙 書					
下記の保護事件を引き継ぎする。					
年 月 日					
殿					
警察署長					
被保護者の住居 氏名及び年令					
保 護 の 理 由					
保護開始年月日時	年	月	日	午前	時 分
午後					
保 護 の 場 所					
事件引継理由					

## 別記様式第6号

		保護室使用及び保護業務等援助要請書					
		当署で保護した下記被保護者について、貴警察署の保護室の使用及び保護の取扱について援助を要請します。					
		年　月　日					
		警察署長 殿					
		警察署長					
被保護者	住居						
	氏名						
		生年月日	年	月	日	(	歳)
保護事由	<input type="checkbox"/> 警察官職務執行法第3条第1項( <input type="checkbox"/> 精神錯乱者 <input type="checkbox"/> 泥酔者)						
	<input type="checkbox"/> 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律						
	<input type="checkbox"/>						
使用要請日時	年	月	日	午前・後	時	分	
受入警察署到着日時	年	月	日	午前・後	時	分	
注意連絡事項							
性格等	<input type="checkbox"/> 激情的 <input type="checkbox"/> 粗暴 <input type="checkbox"/> 小心			凶暴性	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
				自殺のおそれ	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
				他害のおそれ	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
				自傷歴	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
				逃走歴	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
				保護歴	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
				精神病院入院歴	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
				前科	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
				G関係	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
備考	(保護上留意すべき事項)						

(注) 保護カードの写しとともに、要請先の警察署に提出すること。

注意連絡事項は、該当する□にレ印を付け被保護者にかかる情報を共有すること。

## 別記様式第7号

保 護 期 間 延 長 許 可 状 請 求 書		
年 月 日		
簡易裁判所裁判官 殿		
警察署 階級 氏名		
下記の被保護者に対する保護期間延長許可状の発付を請求する。		
被 保 護 者	住 居	
	職 業	
	氏 名	
	生年月日等	年 月 日
保 護 の 場 所		
保 護 開 始 年 月 日 年 月 日 時 分		
延長を求める期間	年 月 日 時 分 から	
	年 月 日 時 分 まで	
請 求 の 理 由		
担当者	所属 氏名	連絡先

(注) 被保護者の氏名が不詳の場合は、人相、特徴、推定年齢等を記載すること。

別記様式第8号

第 号  
年 月 日

簡易裁判所 御中

警察署

保護通知書 自 年 月 日  
至 年 月 日

警察官職務執行法(以下「警職法」という。)第3条及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(以下「酔規法」という。)第3条の規定により、以下のとおり通知する。

担当者	所属		
		氏名	連絡先

適用法条	被保護者の住所、氏名及び年齢	保護の理由	保護の日時	解除日時	引渡先住所、氏名

継紙

適用法条	被保護者の住所、 氏名及び年齢	保護の 理 由	保護の 日 時	解 除 日 時	引渡先 住所、氏名

別記様式第9号

第 号  
年 月 日

山形県知事 殿

警察署長

精神障害者等発見通報書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条の規定により、以下のとおり通報する。

対象者	住所 職業 氏名 生年月日	性別 年 月 日生( 歳)
発見日時		
発見場所		
発見時の状況及び精神障害のために自傷又は他害のおそれがあると認めた理由		
その他参考事項		
担当者	所属 氏名	連絡先

## 別記様式第10号

第 号  
年 月 日  
殿

警察署長

## アルコール慢性中毒者等保護通報書

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第7条の規定により、以下のとおり通報する。

被保護者	住所 職業 氏名 生年月日	性別 年 月 日生(歳)	
発見日時	年 月 日 時 分		
発見場所			
保護の期間	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		
アルコールの慢性中毒者又はその疑いのある者と認めた理由			
その他参考事項			
担当者	所属 — 氏名 連絡先		

別記様式第1号

(全部改正〔平成31年本部訓令1号〕)

別記様式第2号

(全部改正〔令和7年本部訓令1号〕)

別記様式第3号

別記様式第4号

別記様式第5号

別記様式第6号

別記様式第7号

(全部改正〔令和7年本部訓令1号〕)

別記様式第8号

(全部改正〔令和7年本部訓令1号〕)

別記様式第9号

(全部改正〔令和7年本部訓令1号〕)

別記様式第10号

(全部改正〔令和7年本部訓令1号〕)